

電気通信設備点検業務積算基準等（参考資料）について（平成 26 年 3 月 24 日付け 25 農振第 2144 号農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後

現 行

別 紙

電気通信設備点検業務積算基準等(参考資料)

第 1 適用範囲 [略]

第 2 点検業務費の構成 [略]

第 3 点検業務費の費目 [略]

第 4 標準歩掛

1 総 則 [略]

2 標準歩掛

2-1 業務計画等 [略]

2-2 総合点検 [略]

2-3 個別点検

2-3-1 遠方監視制御装置 [略]

2-3-2 超短波無線電話装置

1) ~ 2) [略]

3) 超短波無線電話装置 (60MHz 帯 F X ・ F B (新スプリアス 規格準拠))

No.	確認事項の概要	点 検 周 期					歩 掛 (人)			備 考
		毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	12 ヶ 月	単 位	技 術 者	
1	電源電圧の確認					○	100 台	3.750	3.750	
2	送信周波数確認					○	100 台	3.750	3.750	
3	送信出力確認					○	100 台	3.750	3.750	
4	不要輻射強度確認					○	100 台	5.630	5.630	
5	最大周波数偏移確認					○	100 台	3.750	3.750	

別 紙

電気通信設備点検業務積算基準等(参考資料)

第 1 適用範囲 [略]

第 2 点検業務費の構成 [略]

第 3 点検業務費の費目 [略]

第 4 標準歩掛

1 総 則 [略]

2 標準歩掛

2-1 業務計画等 [略]

2-2 総合点検 [略]

2-3 個別点検

2-3-1 遠方監視制御装置 [略]

2-3-2 超短波無線電話装置

1) ~ 2) [略]

[新設]

6	20 d B雑音抑圧感 度確認							○	100 台	3.750	3.750	
7	スケルチ感度確認							○	100 台	3.750	3.750	
8	S/N 確認							○	100 台	3.750	3.750	
9	切替部動作試験							○	100 台	3.750	3.750	手動切替動作試験
								○	100 台	5.620	5.620	自動切替・警報動 作試験
10	空中	外観の確認						○	100 基	10.000	10.000	
	線確 認	給電線の確認						○		10.000	10.000	
		VSWR 確認						○		3.750	3.750	
11	接続部の確認							○	100 台	3.750	3.750	
12	機器本体の清掃等							○	100 台	3.750	3.750	
13	図書類・予備品等の 確認							○	100 台	1.250	1.250	図書類の確認
								○		1.250	1.250	予備品類の確認

4) 超短波無線電話装置 (60MHz 帯 ML (新スプリアス 規格準拠))

No.	確認事項の概要	点検周期						歩掛 (人)			備考	
		毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	12 ヶ 月	単位	技術者	技術員		
1	各部電圧電流確認							○	100 台	3.750	3.750	
2	送信周波数確認							○	100 台	3.750	3.750	
3	送信出力確認							○	100 台	3.750	3.750	
4	不要輻射強度確認							○	100 台	5.630	5.630	
5	最大周波数偏移確認							○	100 台	3.750	3.750	
6	空中	外観の確認						○	100 基	3.750	3.750	
	線確 認	給電線の確認						○		6.870	6.870	
		VSWR 確認						○		3.750	3.750	
7	接続部の確認							○	100 台	3.750	3.750	
8	機器本体の清掃等							○	100 台	3.750	3.750	
9	図書類・予備品等の 確認							○	100 台	1.250	1.250	図書類の確認
								○	100 台	1.250	1.250	予備品類の確認

2-3-3 ~ 2-3-25 [略]

[新設]

2-3-3 ~ 2-3-25 [略]

第5 運 用

1 直接人件費 [略]

2 機械経費 [略]

3 旅費・交通費

1) 旅費の起点 [略]

2) 行程

(1) 総合点検及び個別点検時の構成員数は、点検技術者1名及び点検技術員1名の計2名を標準とする。

[削る。]

(2) 総合点検及び個別点検の点検ルートについては、1回の点検において日々通勤と滞在をそれぞれ起点から1ルートにて構成するものとし、点検種別（総合、個別）及び設備構成ごとに複数ルートを構成しないものとする。

[削る。]

(3) 月曜日に起点を出発し、金曜日までに起点に戻る行程とする。

3) 日々通勤 [略]

4) 滞在

起点から点検場所間が1時間超えを対象とし、日当、滞在日額旅費、ライトバン運転費及び有料道利用料金を計上する。

(1) ～ (4) [略]

5) 交通機関 [略]

4 安全費 [略]

5 技術管理費 [略]

第5 運 用

1 直接人件費 [略]

2 機械経費 [略]

3 旅費・交通費

1) 旅費の起点 [略]

2) 行程

(1) 総合点検及び個別点検時の構成員数は、点検技術者1名及び点検技術員1名の計2名を標準とする。

(2) 巡回点検時の構成員数は、点検技術員2名を標準とする。

(3) 総合点検及び個別点検の点検ルートについては、1回の点検において日々通勤と滞在をそれぞれ起点から1ルートにて構成するものとし、点検種別（総合、個別）及び設備構成ごとに複数ルートを構成しないものとする。

(4) 巡回点検の点検ルートについては、総合点検及び個別点検の点検ルートとは別に構成し、1回の点検において日々通勤と滞在をそれぞれ起点から1ルートにて構成するものとし、設備構成ごとに複数ルートを構成しないものとする。

(5) 月曜日に起点を出発し、金曜日までに起点に戻る行程とする。

3) 日々通勤 [略]

4) 滞在

起点から点検場所間が1時間超えを対象とし、日当、滞在日額旅費、移動拘束費、ライトバン運転費及び有料道利用料金を計上する。

(1) ～ (4) [略]

5) 交通機関 [略]

4 安全費 [略]

5 技術管理費 [略]